

本道製材業の企業合同の実態(1)

小杉隆至* 沢田 豊**
井上信子*

本道製材業の構造改善事業の一環として、過当競争排除のための工場数縮減がある。その方法として、現在まで企業合同が進められ、これに対して道からは金融面で、国有林からは配材上の優遇措置があり、現在企業合同が進行中である。本道製材業に限らず、全国的にみても、大は鉄鋼、パルプ、自動車、重工業、海運等大企業の合併問題が新聞紙上ににぎわした。なかには実現しなかったものもある反面、表面には出ていなくても計画中の企業も多数あると思われる。

本道製材業の企業合同は、もちろんこのような大型合併とは内容を異にするものであるが、その実態を明らかにすることにより今後の構造改善事業にいささかなりとも資するところがあればと考え、調査を試みた。

1. 調査方法

この調査は、昭和38年から43年の6年間に、合併、営業譲渡(買収)、自企業内工場統合の形で統合を行なった道内製材業145企業に対し、所轄支庁林務課の協力のもと調査表を配布して行なった。有効回答数は104企業71%であった。

2. 調査結果

2.1 企業合同の形態

合同の形態を、合同時点の企業の債権債務が合同後の企業にそのまま引継がれる合併と、通常買収といわれる営業譲渡に分けることができる。また、企業合同

とは異なるが、同一企業内の工場同志が合同する自企業内工場統合を含めて、ここでは合同と総称する。以下それらを「合併」「営業譲渡」「自工場統合」と称し、合同形態の年度別構成を第1表に示した。すなわち38年度以降6年間の形態別構成割合は、合併が35件で34%、営業譲渡が58件う6%、自工場統合が11件で11%であり、営業譲渡が最も多い。このように営業譲渡が多いのは、中小企業ではとかく経理が充分でないので、合併により不測の債務を背負う危険があることから、一たん整理という形をとって、買収により合併と同様の効果をとる例が多いことによるものである。

2.2 資本金規模別構成

合同に関与した企業の規模を知る目安の1つとして資本金規模別にその構成比をみたのが第2表である。

合同関与企業総体の構成比を全道製材業のそれと比較すると、個人企業の比率の低いのが顕著であるが、法人のみについて比較するとほとんど差がない。これは、合併等による体質改善がとくに望まれる個人企業にその動きが乏しく、法人においても小規模企業がとくに積極的であるとはいえないことを示している。

これを営業譲受企業と譲渡企業で対比してみると、明らかに譲渡側の方が、小規模資本の企業の占める割

第1表 合同の形態別企業数

形態 年度	合同の形態別企業数			計
	合併	営業譲渡	自工場統合	
38	1	3	1	5
39	5	15	—	20
40	11	19	4	34
41	5	8	—	13
42	10	5	5	20
43	3	8	1	11
計	35	58	11	104

第2表 合同企業の資本金別構成

()比率 %

資本金規模	合同形態	合 併	営 業 譲 渡		自工場統合	計	全 道 (39年度)
			譲 受	譲 渡			
(万円)							
300未満		25(35.2)	15(25.9)	29(46.8)	2(18.2)	71(35.2)	384(29.7)
300～ 500		16(22.5)	10(17.2)	7(11.3)		33(16.3)	162(12.5)
500～1,000		10(14.1)	9(15.5)	9(14.5)	5(45.5)	33(16.3)	135(10.4)
1,000以上		4(5.6)	14(24.1)	1(1.6)	2(18.2)	21(10.4)	100(7.7)
個 人		16(22.5)	6(10.3)	6(9.7)		28(13.9)	369(28.5)
不 明			4(6.9)	10(16.1)	2(18.2)	16(7.9)	143(11.1)
計		71(100.0)	58(100.0)	62(100.0)	11(100.0)	202(100.0)	1,293(100.0)

第3表 資本金規模別結びつき

資本金単位 万円

合 併		資本金単位 万円						
B	A	300未満	300～ 500未満	500～ 1,000未満	1,000以上	個 人	不 明	計
300未満		4	1			7		12
300～ 500	〃	6	3			1		10
500～1,000	〃	3	3	2				8
1,000以上					1	2		3
個 人						3		3
不 明								
計		13	7	2	1	13		36
営 業 譲 渡								
譲受企業	譲渡企業	300未満	300～ 500未満	500～ 1,000未満	1,000以上	個 人	不 明	計
300未満		8	1	2		2	2	15
300～ 500	〃	4	3	1		1	1	10
500～1,000	〃	5	1	3		1	1	11
1,000以上		9	2	3	1	1		16
個 人		3				1	2	6
不 明							4	4
計		29	7	9	1	6	10	62

合が高くなっており、譲受企業では300万円未満と1000万円以上の階層の割合が多い。

合同関与企業の資本金規模階層別の結びつきをみたのが第3表である。合併についてみると、資本金規模が同階層にある企業同志の合併が10件、階層を異にする企業間の合併が13件となっており、同階層企業間での合併の割合が後述の営業譲渡に比較して大きい。そのほか法人と個人の合併が10件、個人同志の合併が3件である。

営業譲渡についてみると、譲受企業より上位の階層の企業を買収したものが4件、同位のもの同志の場合

が15件、下位のものを買収したものが24件となっている。このほか法人が個人を買収した例が5件、個人企業同志が1件、個人が法人を買収したものが3件となっている。

つぎに合同前と後では資本金がどのように変化しているかを見たのが第4表である。合併の場合、合併当事会社の資本金合計額に比べ、合併後増加又は同じであったものがそれぞれ38%であり、減少したものが24%であった。営業譲渡の場合、合同前の譲受企業の資本金よりふえたものが37%、変わらないものが55%である。なお、参考までに合同前の譲受企業・譲渡企業両

第4表 合同による資本金の増減 ()比率%

形態	増減	増	同	減	不明	計
合併	8 (38.1)	8 (38.1)	5 (23.8)	—	—	21 (100.0)
営業譲渡	19 (37.3)	28 (54.9)	—	4 (7.8)	—	51 (100.0)
営業譲渡 合計に対し	5 (10.9)	6 (13.0)	27 (58.7)	8 (17.4)	—	46 (100.0)

注) 前後の差が5%以内のものは「同」とした。

者の資本金合計額と対比すると、増加したものはわずか11%、同じものも13%で、ほとんどが減少したことになる。

2.3 出力規模別構成

合同に關与した工場全体についての製材関係出力数

表5表 合同工場の出力規模別構成 (製材関係のみ) ()比率%

出力規模 (KW)	合同形態 合併	営業譲渡		自工場統合	計	全道	
		譲受	譲渡			39年度	43年度
22.5未満	4(5.9)	—	3(5.1)	1(4.5)	8(3.9)	153(11.8)	110(9.2)
22.5~ 37.5	10(14.9)	1(1.7)	10(17.0)	—	21(10.2)	299(23.1)	229(19.1)
37.5~ 75.0	32(47.8)	30(51.7)	18(30.5)	9(40.9)	89(43.2)	591(45.7)	525(43.7)
75.0~100.0	5(7.5)	15(25.9)	8(13.6)	4(18.2)	32(15.5)	250(19.3)	337(28.1)
100.0~	10(14.9)	7(12.1)	2(3.4)	4(18.2)	23(11.2)	—	—
不明	6(9.0)	5(8.6)	18(30.5)	4(18.2)	33(16.0)	—	—
計	67(100.0)	58(100.0)	59(100.0)	22(100.0)	206(100.0)	1,293(100.0)	1,201(100.0)

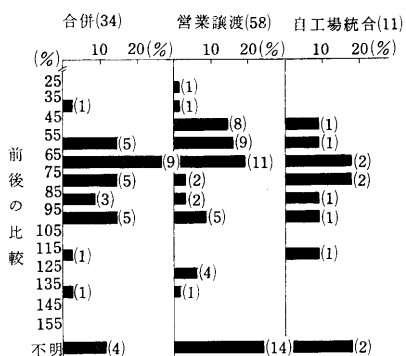
合同前の製材関係出力数が合同後どの程度増減しているかを調べ、各増減割合ごとの工場数割合を示したのが第1図である。

本図から明らかなごとく、合同後5%以上の出力増となった工場は、合併で2件6%、営業譲渡で5件9

階層別構成を、全道製材工場のそれと対比して第5表に示したが、これによると37.5KW未満の工場の割合が少なく、それ以上の工場の割合が若干高くなっている。

これを合同の形態別にみると、営業譲渡においては譲受側が37.5KW未満の工場はわずか1工場であり、37.5KW以上の工場が89%と、出力規模の大きな企業が多い反面、譲渡側は37.5KW未満の工場が22%、37.5~75.0KWの工場が31%と低出力階層の比率高い。合併の場合には全道の出力構成に対し、37.5KW未満が若干少ない程度ではっきりした差は認め難い。

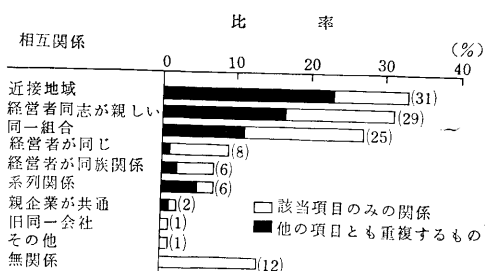
%と極めて少なく、逆に合同とともに出力5%以上の設備減を行なった工場は合併で23件69%、営業譲渡で34件61%と高率を占めている。この傾向は、工業組合等による新增設の自主規制ならびに製材設備制限規則制定の結果として現われているのであろうが、国有林材配材の特別増量措置の影響が大きいことも見逃せない。ここで、国有林特別増量措置適用の規準の1つとなっている合同前の設備動力の75%に一応線を引き、合同後75%以上に減じた工場についてみると、合併で15件45%、営業譲渡で30件53%自工場統合では4件36%である。



第1図 合同前後出力数の比較 (103件) ()内は件数

2.4 合同企業の相互関係

合同した企業のうち自工場統合を除き、93企業について合同する以前の両企業の相互関係をみると第2図のとおりである。なお相互関係については合同1件につき2種以上重複することがあるので、単独のもの

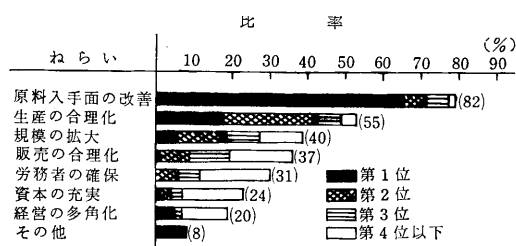


第2図 合同企業の相互関係(93件)
()内は件数

重複分とをわけて図示したが、割合の合計は131%となった。図によると経営者が同じ、同族関係、系列関係、親企業が共通、旧同一会社など合同前相当緊密な関係にあったと思われる企業同志の合同が23件25%と意外に少なく、経営者同志に親交があったが29件31%、近接地域が31件33%、同一組合員が25件27%と比較的緊密度が低いと見られる企業関係同志の結合が多く、合計91%となっており、重複関係のうち緊密なものを除いても57件61%と高率を示している。このことは、他産業における企業合同が、主として系列関係に多くみられるのに対して大きな特徴であり、過当競争排除という観点に立てば、多少なりとも今後の合同効果に期待されるところである。

2.5 合同の目的・動機

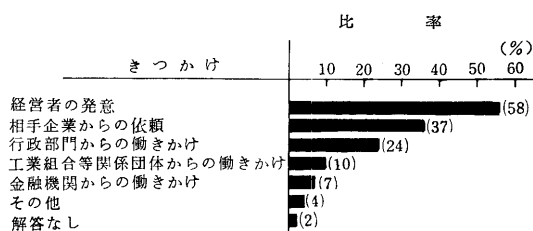
一般に企業合同は、生産規模拡大による統合管理、営業面の合理化などを目的として行なわれる。本道製材業が行なってきた合同のねらいは一体どこにあるのだろうか。本調査では適当に項目を掲げ、該当するものに順位をつける方法で行なった。第3図から明らかなごとく、合同の目的として第1位にあげたものについてみると「規模の拡大」5%、「生産の合理化」17



第3図 合同のねらい(104件)
()内は件数

%, 「経営の多角化」1%「販売の合理化」1%のごとく、一般に企業合同の目的となっていると思われるものの割合が少なく、一般の合同では重みがないだろうと思われる「原料入手面の改善」を目的としたものが68企業65%、2位以下も含めると実に82企業79%と圧倒的多数に及んでいる。原料依存度の高い製材業がその原料入手にいかにか苦労しているかを切実に物語るものであり、原料供給者として、国有林等の行政措置に追従しながらも操業度を高めるため、原料確保に専念している製材業界の現実はいわゆる特徴的である。この調査でみるかぎり、規模の拡大による生産工程の合理化、経営の合理化は合同企業にとって二義的なものであり、この点からは、企業合同が企業の体質改善を積極的に企図したものとはいえないであろう。

このような合同に直接ふみきった動機が何かについて調べたのが第4図である。動機といっても、これが



第4図 合同のきつかけ (104件)
()内は件数

動機だというような確定が難しく、客観性に乏しい面もあるが、一応の参考になると思う。経営者の発意が8企業56%で一番多いのは当然とし、相手企業からの依頼によるもの37企業36%というのは注目値する。原木の増配を当て込んだ経営不振企業救済的の合同が多いということであろうか。またこの図から、行政部門、工業組合等関係団体からの働きかけが積極的に行なわれていることがうかがわれる。

*試験部 経営科

**企画室

(原稿受理 45.5.27)